

長生村地球温暖化対策実行計画

令和 3 年 1 月

(令和 8 年 8 月一部改正)

長 生 村

目 次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 計画の基本的事項	2
第3章 目標	3
1. 温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量に関する目標	3
第4章 取り組み	5
1. 直接効果が把握できる取り組み	5
2. 間接的に効果がある取り組み	6
第5章 計画の推進・点検・見直し	8
1. 推進及び点検に係る組織と役割	8
2. 計画の見直し	8
3. 職員に対する研修等	8
4. 取り組み結果の公表	8

第1章 計画策定の背景

地球は、太陽光のエネルギーを受けて温められている一方で、この温められた熱エネルギーを宇宙空間に放出しています。この双方の反復運動がバランスよく行われることにより、我々人類が住みよい平均した温度を保っています。

ところが二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上がると、温められた熱を宇宙空間に放出する運動が妨げられ、地球が温室バリアーで包まれた状態になり、地表の温度が必要以上に上がってしまいます。以上が、地球温暖化現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような中、1997年（平成9年）12月に採択された「京都議定書」により、温室効果ガス削減の目標が定められました。また、最近の国際的な動向として、2015年（平成27年）12月に「パリ協定」が採択され、2030年（令和12年）までに2013年（平成25年）比で26%の削減が目標とされました。

このような動きを受け、我が国は平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「法」という。）を公布し、平成11年4月に施行しています。

法第21条では、「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。」と規定しています。

村では、これまでも省エネルギー・省資源・再利用に努めてきましたが、地域の地球温暖化対策推進の模範となり、ゼロカーボンシティ実現に向けさらに積極的な取り組みを行うため、「長生村地球温暖化対策実行計画」を策定することとしました。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

長生村地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）は、長生村の事務及び事業に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガス（二酸化炭素）の排出の抑制等の取組みを実施することにより、村民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取組みを推進することを目的とします。

2. 計画の期間

実行計画の期間は、令和12年までの10年間とします。

但し、法令や各種上位計画の改定、進捗状況や社会情勢等により、必要に応じ見直しを行うものとします。

3. 計画の範囲

実行計画の対象は、「本村の事務及び事業」であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてに及ぶものとします。

主な対象施設は、以下に示すとおりとします。

対象施設一覧

総務課	役場庁舎・防災行政無線・公用車
福祉課	長生村ふれあい館・総合福祉センター
健康推進課	保健センター
産業課	コミュニティセンター
まちづくり課	村営住宅・外灯・公用車・尼ヶ台総合公園
下水環境課	長生浄化センター・金田処理場・七井土処理場・岩沼処理場
子ども教育課	八積こども園・高根こども園・一松こども園・八積小学校・高根小学校・一松小学校・長生中学校・八積学童保育所・高根学童保育所・学校給食センター
生涯学習課	体育館・武道館・弓道場・文化会館・薮塚球技場・生涯学習バス・交流センター

第3章 目標

1. 温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量に関する目標

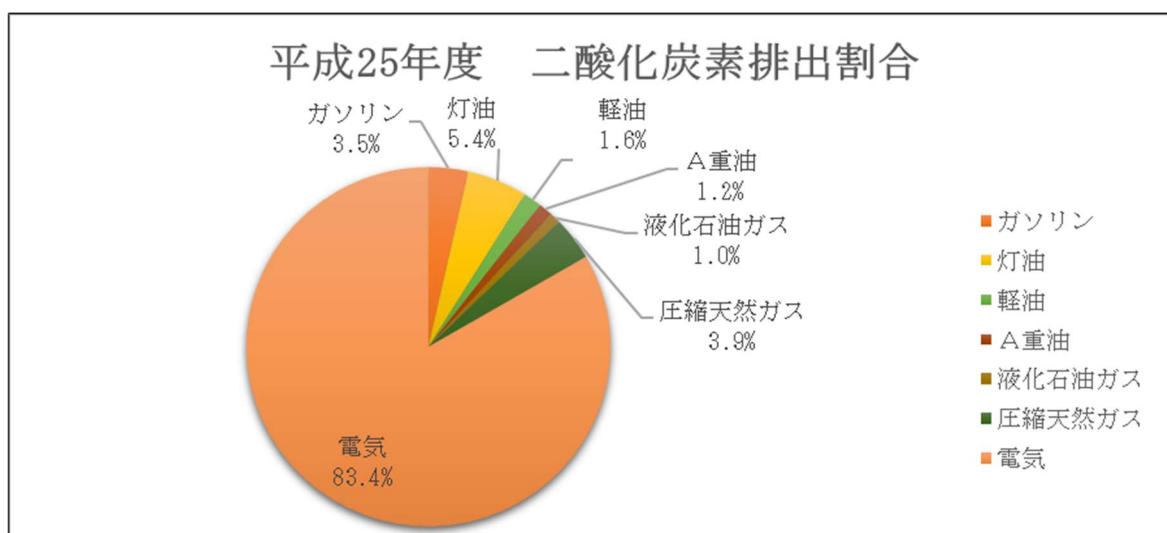
（1）温室効果ガスの排出状況

村の事務及び事業における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、各施設、車両等の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し、算出します。

●村の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量

【平成25年度：基準年】

燃料等	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
ガソリン	25,653 ℓ	59,514	3.5
灯油	36,532 ℓ	90,965	5.4
軽油	10,810 ℓ	27,890	1.6
A重油	7,800 ℓ	21,138	1.2
液化石油ガス	5,492 m ³	16,476	1.0
圧縮天然ガス	29,629 m ³	66,073	3.9
電気	2,546,007 kwh	1,413,034	83.4
合計		1,695,089	100.0



平成25年度（基準年）温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量

1, 6 9 5, 0 8 9 kg-CO₂

(2) 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標

令和12年における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を、平成25年度に比べて約26%（440,723kg-CO2）削減します。

各項目別のCO2排出量と目標

	基準年度（H25）		目標年度（R12）		削減量	
	使用量	CO2 排出量 (kg-CO2)	使用量	CO2 排出量 (kg-CO2)	使用量	CO2 排出量 (kg-CO2)
ガソリン	25,653 ℓ	59,514	18,983 ℓ	44,041	6,670 ℓ	15,474
灯油	36,532 ℓ	90,965	27,034 ℓ	67,314	9,498 ℓ	23,651
軽油	10,810 ℓ	27,890	7,999 ℓ	20,638	2,811 ℓ	7,251
A重油	7,800 ℓ	21,138	5,772 ℓ	15,642	2,028 ℓ	5,496
液化石油 ガス	5,492 m ³	16,476	4,064 m ³	12,192	1,428 m ³	4,284
圧縮天然 ガス	29,629 m ³	66,073	21,925 m ³	48,894	7,704 m ³	17,179
電気	2,546,007 kwh	1,413,034	1,884,045 kwh	1,045,645	661,962 kwh	367,389
合計		1,695,089		1,254,366		440,723

令和12年度（目標年度）における

温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量

1, 2 5 4, 3 6 6 kg-CO2

第4章 取り組み

本村の事務及び事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取り組みを、以下のとおりとします。

◎長生村は、「COOL CHOICE（政府が推進する、地球温暖化対策に資する「賢い選択」の取り組み）」を推進します。

1. 直接効果が把握できる取り組み

(1) 電気使用量の削減

- ・効果的、計画的な事務処理に努め、夜間残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。(庁舎の照明は19時に一斉消灯する。)
- ・昼休みの消灯や時間外等、不必要箇所の消灯を行う。
- ・毎週水曜日及び各課で設定した日をノー残業デーとする。
- ・勤務終了後の早期退庁を奨励する。
- ・退庁時に身の回りの電気機器の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・冷暖房は冷房28℃暖房20℃を目安に温度設定する。
- ・エレベーターの使用を控え階段を利用する。
- ・庁内に設置されている電気機器の見直しを図り、不要と判断できるものは廃止していく。
- ・ビルエネルギー管理システム(BEMS)やデマンド制御装置等の導入を検討し、エネルギーの使用の効率化を図る。
- ・高断熱ガラスや二重サッシ、遮熱フィルム等の導入を検討し、冷暖房の効率化を図る。
- ・公共施設の照明のLED化の推進を図る。

(2) 燃料使用量の削減

○施設

- ・冬季間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行う。
- ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進する。

○公用車

- ・エコドライブを推進する。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控える。
- ・公用車の更新には小型車や低燃費車の導入を図ると共に、電気自動車やハイ

ブリッドカーへの移行を推進する。

- ・出張時の相乗り及び公共交通の利用を推奨する。

(3) 物品等の新規、更新

- ・グリーン購入（環境に配慮した製品の購入）を推進する。
- ・物品等の新規、更新をする時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを購入する。
- ・パソコン、プリンター、コピー機は国際エネルギースターマーク該当の製品を購入する。

(4) 施設の新築、改築、管理

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・未利用エネルギーの活用を検討する。
- ・CO₂排出係数の低い電力事業者との契約の推進を図る。

(5) 村の実施する施策

- ・長生村住宅用太陽光発電システム設置補助事業
- ・長生村家庭用LED照明器具購入リフォーム事業
- ・民間事業者による再生可能エネルギー事業促進やRE100（事業運営を100%再生可能エネルギーで賄うこと）推進等のための情報提供の推進。
- ・家庭や事業所等地域における温暖化対策のための情報提供や取り組み等の推進。

2. 間接的に効果がある取り組み

(1) 用紙類

- ・購入量の実態把握と改善。
- ・古紙配合率70%以上、白色度70%以下のものを購入する。
- ・両面コピー、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・会議資料の簡素化、電子化、資料の共有化に努める。
- ・庁内LANの活用による、文書のペーパーレス化を推進する。
（電子決裁の導入を検討する。）
- ・トイレトペーパーは古紙配合率100%の製品を購入する。

(2) 事務用品

- ・詰め替えやりサイクル可能な消耗品の購入に努める。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努める。

(3) 水道

- ・使用量の実態把握と改善。

- ・日常的に節水を心がける。
 - ・節水型機器の導入を推進する。
- (4) ゴミの減量、リサイクル
- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
 - ・廃棄物の分別排出を徹底する。(シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄の場合のみとする。)
 - ・使い捨て物品の購入は極力控える。
- (5) その他
- ・水の有効利用を検討する。(雨水、中水の利用)
 - ・建物周辺の緑化を推進する。
 - ・電子申請を推進する。
 - ・ノーカー通勤を推奨する。

第5章 計画の推進・点検・見直し

計画の進行管理は、各課等を実行組織として位置付け、各実行組織ごとに行うことを基本とする。

1. 推進及び点検に係る組織と役割

①実行計画推進事務局

☆下水環境課を事務局とする。

『推進に関わる役割』

○計画の推進等に関する調整を図る。

『評価・点検に関わる役割』

○毎年度の報告等を基に評価を行うものとする。

○計画の実施状況、評価及び見直しについて、村民に公表する。

『職員に対する研修等に関わる役割』

○全職員に対し、法律等の法制度に関する事項や、これに基づく国・県等の動向について適切な情報を提供するものとする。

○全職員に対し、計画の進捗状況や効果等に関する情報を提供する。

②各実行組織

○環境配慮活動を実践する。

○エネルギー使用量等を適時、事務局に報告する。

2. 計画の見直し

本計画に掲げた目標の達成に向けた活動が適切に評価され、温室効果ガスの排出量が削減されたかどうかを毎年度確認する。

毎年度の温室効果ガス排出状況を踏まえ、必要に応じて活動内容や目標の見直しを図り、継続的な対策を行うこととする。

3. 職員に対する研修等

計画を推進する職員に対し、実行組織ごとに研修の場を設け、職員への普及、啓発を図ることとする。

4. 取組み結果の公表

実行計画の取り組み結果については、広報や長生村のホームページ等を通じて公表することとする。

また、職員への情報提供については、庁内LAN等により積極的に行うこととする。